

多摩市告示第18号

多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を次のとおり定める。

令和4年1月17日

多摩市長 阿部 裕行

多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、多摩市女と男の平等参画を推進する条例（平成25年多摩市条例第38号）第3条に定める基本理念に基づき、性的指向及び性自認による差別を含む諸問題に対応し、もって全ての人々が性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず住みやすく暮らしやすい社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互の合意のもと協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が多様な性的指向又は性自認をもつ二人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者の双方が、多摩市長（以下「市長」という。）に対し、お互いがパートナーシップにあることを誓うことをいう。
- (3) 性的指向 人の恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。
- (4) 性自認 自分がどの性別であるかの認識をいう。

(宣誓をする者の要件)

第3条 パートナーシップにある当事者は、次の各号のいずれにも該当するときは、宣誓をすることができる。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 一方又は双方が多摩市内（以下「市内」という。）に住所を有すること。
 - イ 双方が多摩市外に住所を有する者のうち、その一方又は双方が3か月以内に市内に住所を有する見込みであること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）を有しないこと及び当該宣誓に係る相手方以外にパートナーシップにある者を有しないこと。
- (4) 双方の関係が民法第734条の規定による近親者間の婚姻の禁止又は第735条の規定による直系姻族間の婚姻の禁止により、婚姻をすることができないとされるものでないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、多摩市（以下「市」という。）のパートナーシップに関する事務を担当する部署の窓口において、多摩市パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」

という。)及び多摩市パートナーシップの宣誓に係る確認書(第2号様式。以下「確認書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行う。

(1) 宣誓をしようとする者の住民票の写し(宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(2) 戸籍個人事項証明書又は独身証明書(宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が外国籍を有する等の理由によりこれを提出できない特別の事情があると市長が認めるときは、市長が認める書類をもってこれに代えることができる。

3 宣誓をしようとする者が前条第2号イに該当する場合は、宣誓をした日から3か月を経過する日(その日がパートナーシップに関する事務を担当する部署において執務を行わない日である場合は、その直前の執務を行う日)までに、市内に住所を有することが確認できる書類を提出しなければならない。

4 宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書及び確認書に自ら署名することができないときは、市の職員及び当該宣誓をしようとする者双方の立会いの下で、他の者が代わりに署名することができる。

5 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について、事前に市と調整するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓において戸籍簿に記載された氏名(外国人にあっては、これに準ずるもの。以下この条において「本名」という。)又は通称名(本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)のいずれかを使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、宣誓に際し、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に定める要件に該当すると認めるときは、その者に対し、多摩市パートナーシップ宣誓書受領証(第3号様式。以下「受領証」という。)及び多摩市パートナーシップ宣誓書受領証カード(第4号様式。以下「受領証カード」という。)(以下これらを「受領証等」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、宣誓をした者が第3条第2号イに該当するときは、受領証等に代えて多摩市パートナーシップ宣誓書受付票(第5号様式。以下「受付票」という。)を交付するものとし、その者が宣誓をした日以後3か月以内に当該受付票及び市内に転入したことが確認できる書類を提出したときは、受付票と引き換えに受領証等を交付するものとする。

(宣誓書記載事項の変更)

第7条 前条の規定により受領証等又は受付票の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、宣誓書の記載事項に変更があった場合は、多摩市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届(第6号様式。以下「変更届」という。)に、その事実を証する書類を添えて市

長に届け出なければならない。

- 2 第4条第4項の規定は、前項の規定による記載事項の変更の届出について準用する。
(受領証等の再交付)

第8条 宣誓者は、前条の規定により宣誓書の記載事項の変更を届け出たときは、多摩市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(第7号様式。以下「再交付申請書」という。)により市長に申請することにより、受領証等の再交付を受けることができる。受領証又は受領証カードを紛失し、毀損し、又は汚損したときも同様とする。

- 2 第4条第4項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。
(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、多摩市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(第8号様式。以下「返還届」という。)に受領証等を添えて市長に届け出なければならない。ただし、紛失等により受領証等の返還が困難である場合その他市長が特に認める場合は、返還届により届け出るものとする。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (3) パートナーシップの当事者の一方が死亡したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

- 2 第4条第4項の規定は、前項の規定による返還の届出について準用する。
(本人確認)

第10条 市長は、宣誓をしようとする者又は宣誓者が宣誓書及び確認書、変更届、再交付申請書又は返還届を提出するときは、当該書類を提出する者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、氏名及び住所が記載され、本人の写真が表示されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(無効となる宣誓)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、効力を有しないものとする。ただし、第3号に該当するに至った場合又は第4号に該当する場合は、当該各号に該当する事由が生じた時点において効力を失うものとする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条に定める要件に該当しないとき。
- (4) 市内への転入を証明する書類を第4条第3項に規定する期限内に提出しなかったとき。

(返還又は無効に係る交付番号の公表)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、第9条の規定により返還された受領証等及び前条の規定により効力を有しないものとされ、又は効力を失った宣誓に係る受領証

等（以下「返還等受領証等」という。）に記載された交付番号（受領証等ごとに付加された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓書の保存）

第13条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。ただし、第9条及び第11条の規定により返還され、又は無効とされ、若しくは失効した場合の返還等受領証等及び当該宣誓に係る宣誓書については、これを廃棄するものとする。

（啓発）

第14条 市長は、市民及び事業者に対し、この要綱による宣誓の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。